

建築相談の申込みにあたって

(一社)鹿児島県建築士事務所協会
建築相談調査会

■建築相談について

本会の建築相談調査会は一般消費者（個人）を対象とした建築に関する相談に対応いたします。相談は相談員（一級建築士）との面談により行っていただき、原則1回の相談となります。相談料は無料ですが、相談後の現地調査等はありませんのでご了承下さい。また、対応できる相談は原則、個人住宅で建築に関する技術的な相談になります。

■面談による助言・アドバイスについて

- (1) 本調査会は、第三者の立場で建築に関する助言・アドバイスをいたしますが、その内容について保証や責任を負うわけではありません。最終的な解決は自己責任でお願いいたします。
- (2) 相談員との面談日時は、月曜日から金曜日までとなり、土曜日、日曜日及び祝祭日は行いませんのでご注意下さい。
- (3) 面談場所は本会の会議室となり、面談時間は1時間となります。
- (4) 現地を訪問しての調査等はありません。

■建築相談調査会で対応できない相談

申込み後に下記の事柄が発覚した場合でも相談をお断りすることがあります。ご承知おきください。

- (1) 法人（施工者含む）からの相談
- (2) 係争中の建物についての相談
- (3) 竣工（完成）後の建物の価値（工事費）の不满についての相談
- (4) 建物にかかる損害賠償や補償についての相談
- (5) 特定の製品、工法、施工者などの優劣や評判等についての相談
- (6) 施工者、営業マン等が相談者になりすましての相談
- (7) その他、建築相談調査会が不適切と判断した相談

■申込み方法

- (1) 上記の注意事項を熟読の上、別紙「相談カード」に必要事項を記入して、本会へFAX、メール若しくは郵送にてお申し込みください。
- (2) 申込書受付後、面談日時の調整をさせていただき、面談日時を本会より連絡させていただきます。
なお、調整には、約1週間近く必要とする場合もありますので予めご了解下さい。
- (3) 相談カードを本会への提出をもって、正式な申込みとさせていただきます。電話、直接訪問等での相談には応じられません。

■申込み・問合せ先

一般社団法人 鹿児島県建築士事務所協会
〒890-0055 鹿児島市上荒田町29-33 鹿児島建築設計会館
電 話 099 (251) 9887
FAX 099 (251) 9871
メール kakenjikyopo4.synapse.ne.jp